安城市農業委員会議事録（定例会）

日　　時	令和２年１月２２日（水） 開会　午後２時３０分 閉会　午後３時１０分
会　　場	第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数　１４名 法第１８条による委員数　２７名
出席委員数	法第８条による委員数　１４名 法第１８条による委員数　２５名
欠席委員	都築　新一郎推進委員、神谷　孝雄推進委員
議長	会長　杉浦　英彦
事務局	武智事務局長、村藤事務局課長、岡田係長、松井主査、山本主査、市川主査、石川主事
議事録署名者	５　鈴木　貴士　委員 ７　林　茂樹　　委員

会議の記録

午後２時３０分、杉浦英彦会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名
議事録署名者は　５　鈴木　貴士　委員　７　林　茂樹　委員
また、欠席者は　２４　都築　新一郎　推進委員　２８　神谷　孝雄推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□　日程第１　第１号議案　農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について石川主事から次のとおり説明があった。

日程第１第１号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１から３の計３件です。
申請内容は、売買が３件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが３件で、譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが３件です。
下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。
申請面積につきましては、田　３，３７６　㎡、畑　６７０㎡の合計　４，０４６㎡です。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第２　第２号議案　農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について市川主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２　第２号議案　農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。
今回の申請は、受付番号１から７までの７件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が４件、駐車場が１件、工場が１件、農業用施設用地が１件です。

面積につきましては、田２，１１０㎡、畑１，６４２㎡、合計３，７５２㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号６です。
申請日は令和２年１月６日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、譲受人が、譲渡人の所有する田を転用し、工場を建築するものです。本件に関しましては、令和元年５月２０日に安城市長に対し農用地利用計画の変更（除外）の申出があり、関係機関・関係部署とも土地選定理由や規模決定根拠等について協議のうえ、令和元年１０月に農用地から除外されております。申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りした資料１から３のとおりです。

事業期間につきましては、令和２年３月から着工し、令和２年８月に完成する計画となっております。具体的な利用計画などについては、資料４をご覧ください。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、隣接東側に農地が残るため、敷地境界にコンクリートブロック積みとメッシュフェンスを設置し、農地への土砂や雨水の流出を防ぐ計画になっています。排水計画について、汚水・雑排水は浄化槽を経て、雨水については敷地内に設置するＵ字溝と集水枡を経て、油水分離槽、最終枡を経由して敷地南側の水路に排水する計画となっています。許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む７件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。
申請面積１，０００㎡以上の案件については、説明案件のみとなっています。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、１月１５日水曜日に、大見由紀雄委員と近藤正広委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

ここで今回の現地調査をされました、近藤正広、大見由紀雄両委員に各案件についてお気付きの点がありましたらご発言をお願いします。

〇近藤　正広　委員

今回７件くらいだと思うんですけれども、非常に狭い土地であり、密集宅地等

の中にある申請でございましたので、問題なくスムーズに終わることが出来ました。以上です。

〇大見　由紀雄　委員

今回７件ということで、非常に少なくて毎回これくらい少ないといいなと思いました。近藤委員が先ほどおっしゃったように、分家が多かったですね。分家も集落の中にあるような畑で、農業耕作上ほとんど支障のないような箇所ばっかりでしたので、こういう具合にいくといいなという模範的な１月でした。中には、農振農用地を除外して分家というようなこともあるんですけれども、そういうような案件なんかが今回のような集落の軒先とか集落の中に誘導できるといいなということを逆に思いました。なかなか誘導も税制等で土地の交換になると難しいと思うんですけれど、こういった農業の土地利用がかかる場合においては、税制的な特別措置があって交換しやすくなるとかいうようなことがあれば、農振農用地の比較的農地の集団的な中に分家ができなくても済むかなという感じがしましたので関連で申し上げました。

それからもう一つ、１件だけ農振除外関連の●●町の今説明があった案件があったんですけれども、これはですね、昨年の５月の農振除外の時に条件審議をするものであろうという風に思います。この５条の転用の農業委員会まできてしまいますと、半年くらい過ぎてますので、５月くらいにやるといいと思うんです。ご当地の●●町の農業委員さんに始まる前に聞きましたが、●●はですね、町内の調整会議でしっかり揉んでおられるそうです。やはりそういう風にしていかないと、シビアな企業と地域との調整というのは難しいのではないかと思いますので、模範的なことをやってみえるなということで、自分の町内の方にもとっても参考になりました。

以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第３　第３号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について石川主事から次のとおり説明があった。

日程第３第３号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地

利用集積計画についてご説明申し上げます。
「令和元年度農用地利用集積計画　（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表令和２年２月１５日公告分」をご覧ください。
今回、新規設定を行う面積が６，９７２㎡、期間満了による更新の面積が、３９７㎡、合計７，３６９㎡となっています。
前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、２月１５日付けで公告させていただきます。
次ページ以降につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□　日程第４　報告第１号　専決処分について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第４　報告第１号　専決処分についてご報告いたします。
始めに、農地法第４条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１９の１件です。転用行為の概要は、駐車場の設置です。面積は、田１９０㎡となっております。
続きまして、農地法第５条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号９０から９５及び１から３の９件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が１件、居住用の敷地拡張が１件、住宅の建築が６件、駐車場の設置が１件です。面積は、田　８３８．９３㎡、畑　２，０７８．６４㎡の合計　２，９１７．５７㎡となっております。
続きまして、農地法第１８条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１４５から１６１及び１から３の２０件です。
解約事由別にみますと、売却するためが３件、高齢により耕作が困難のためが１０件、転用するためが１件、収用及び自作のためが２件、収用のためが３件、自作するためが１件です。面積は、田　２５，８０６．７５㎡となっております。
以上で説明を終わります。

議長より質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について、岡田係長から次のとおり説明があった

では、「１」の「令和元年農業委員会活動報告について」は、毎年この時期に行っております、本農業委員会の前年の活動状況についての報告案件でございます。

資料は２種類ございますが、一つは定例会の資料１、１ページから４ページまで、それから、もう一つは別冊としてお配りしてある令和元年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、資料１の４ページから７ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思います。

それでは、ここからの説明は、別冊の令和元年農業委員会報告書に沿って行いますので、その１ページをご覧ください。

まず、農地法第３条による申請の処理状況についてご説明いたします。

（１）の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定の件数と面積がございますが、合計で４９件、６６，０６９㎡の申請がありました。

続いて（２）の内訳でございますが、アは譲受人の経営面積別に、イは譲渡人の理由別に整理しております。このうちイにつきまして、譲り渡す理由としては、例年と同じく相手方からの要望によるためというものが２８件と、最も多くございました。

次に、２ページをご覧ください。農地法４条及び５条申請の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。

表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。

このうち、一般の案件の５条転用許可の件数につきましては、分家住宅が６８件と最も多く、面積の合計が最も大きいものは、粘土採掘場の一時転用を含む駐車場・資材置場としての転用で、約１２．９ｈａとなっております。

以上のものを始めとする合計は、件数にして２９９件、面積で約２５ｈａでしたので、前年の面積約３８ｈａと比較して、１３ｈａほどの減少となっております。

その要因といたしましては、前年は榎前工業団地西地区の造成に関して、約１２．５ｈａの転用があったということが、ほぼすべてを占めているといえます。

続いて３ページをご覧ください。こちらには農地法３条から５条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち３条申請は、根崎町が最も多く６件

となっております。
　また、４条では和泉町と桜井町がともに５件、５条では桜井町が３７件と、区画整理事業施工中の桜井町の件数が、昨年と変わらず多いことが分かります。
　続いて４ページですが、こちらは農地法第１８条の処理状況でございますが、賃借権の合意解約としての届出のあったものが、１６１件、約２２８，２００㎡ございました。
　続きまして、５ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請が９件、４，９５５㎡ございました。
　続きまして、６ページの、比較対照表をご覧ください。
この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、平成３０年と、平成３１年及び令和元年で比較できるようにしたものですが、全体としては件数、面積ともに減っております。
　次に、７ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画についてでございますが、まず、（１）の表に関しましては、昨年中に設定された利用権の面積の合計は、約３，３１７，０００㎡で、再設定率は９９．４％、利用権の移転は、約２２６，１００㎡でございました。
　また、同じ表の一番下の、農地中間管理事業による権利設定につきましては、約８５，７００㎡でございましたので、３０年の実積の約１８３，２００㎡と比べて減少しております。
　次に、（２）の表は、現在のすべての利用権設定状況を表すものですが、ここでいう利用権というのは、円滑化事業はもちろん、農地中間管理事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その合計面積は、２２４，１８８ａ、約２，２４２ｈａとなっております。
そして、この面積というのは、次の８ページにございます、これまでの本市の農地集積の経過を平成元年から表にしたものの最後の行、つまり、令和元年時点の集積面積の合計と一致しております。
　続いて、９ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、６１．８％と、前年よりも１．５％伸びております。
　続きまして、１０ページは、相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和元年の相続税の納税猶予適格者証明については、１７件、約１２５，７００㎡ございました。
　続きまして、１１ページの１０、農地改良届につきましては、田畑転換が２件で、面積は８１５㎡でございました。
その下の、１１の諸証明願につきましては、最も多い耕作証明の４４４件を含む、合計６４８件でしたので、前年の６４５件とはほぼ同等になっております。

続きまして、１２ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。

まず、（１）の農地移動適正化あっせん事業、（２）の農地等利用関係紛争処理事業ですが、令和元年中の実績はございませんでした。

次に、（３）の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、先月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和元年の実積は３８人でございます。内訳としては新規が３人、再認定が３５人で、結果、現状の認定農業者数は１５０人となっております。

続きまして、１３ページをご覧ください。（５）の家族経営協定活動につきましては、年度ごとで実績を出してございますが、令和元年度は、今のところ、先月皆様の前で新たに締結をされた１家族を計上しております。したがいまして、実績数の合計は６７となっております。

次にその下、（６）の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は１０２筆で、約８２，７００㎡、不耕作地に係る指導対象農地は９０筆で、約７１，２００㎡でございましたが、指導の結果、不耕作地は５２筆、４１，１６１㎡が解消されました。

次に、１４ページをご覧ください。（７）の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は４７人で、イの受給者は２３人となっております。ちなみに、旧制度に基づく受給者は、現在２００人いらっしゃいます。

では続きまして、１５ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況が記載してございます。

そして、１６ページ及び１７ページの農業委員会協議事項につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、１８ページ及び１９ページの研修会等開催状況につきましては、委員の皆様及び事務局が出席した会議や研修会を中心に記載しております。

続いて、２０ページ及び２１ページの調査事項につきましては、農地転用や、３条許可申請及び納税猶予に関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載してございます。

そして、次の２２ページにあるのは、昨年７月の総会の結果に基づく委員名簿でございます。

最後に、その次の２３ページ及び２４ページは、安城市の概要となっております。個々の項目についての説明は省略いたしますが、このうち（２）の農業関係のアからウまでにつきましては、５年ごとに実施される農林業センサスの結果を用いることとしております。つまり、やや古くはなりますが、最新の資料が平成２７年２月１日現在の結果となっている都合上、昨年と内容は変わっており

ませんので、ご留意いただきますようお願いします。ちなみに、今年度はその農林業センサスが実施される年に当たりまして、現在はちょうど各農家への訪問調査が行われている最中です。
　では以上をもちまして、令和元年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

　議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

　続きまして、「２　未改善の不耕作地に係る指導文書の送付について」でございますが、資料はございませんので、口頭でのみご説明いたします。
　先月の定例会で未改善と判断された不耕作地に対しまして、事務局では、今月の３１日付けで再度指導文書を送付するよう準備を進めております。この指導文書につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づき、市長名で送付いたします。
ただし、この１か月の間で改善された不耕作地につきましては、指導文書の送付を取りやめる必要がありますので、そのような農地の情報を把握されている場合は、お手数ですが事務局へご報告いただきますようお願いします。
また、指導文書送付後に所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様の要領で指導をお願いいたします。なお、ご不明な点等ございましたら、その都度事務局へご相談いただければと思います。
　次に、「３　農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の策定のための検討会（第１回）について」でございますが、こちらも資料はございません。既にご説明いたしましたとおり、当委員会ではただ今、農業委員会法第３８条の規定による意見書の提出に向けて準備を進めております。
　策定作業につきましては、当初は、毎月の運営委員会で審議をし、意見書を仕上げていくことを考えておりました。しかし、事務のスケジュールを考えますと、それだけでは時間が足りなくなる心配がありましたので、会長や職務代理者のご意見も踏まえまして、別に第１回目の検討会を１月１７日（金）午後６時から市役所において開催することとし、大変急ではございましたが、すべての委員の方に出席依頼の通知をさせていただきました。結果、会長、会長職務代理者を含む９名の委員の方にご出席をいただきまして、昨年１１月に皆様からいただいたご意見を基に事務局で作成した意見書の案をご審議いただきました。今後も、今回ご出席いただいた方々を中心メンバーといたしまして、必要に応じて２回目以降の検討会を開催してまいりますので、今回はご都合により欠席された委員の皆様にも、是非ご出席をいただきたいと考えております。
　次に、「４　愛知県農業会議　令和元年度地域協議会会長会議」につきまして

は、２月６日木曜日の午後３時３０分から、愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされます。
　続いて、５　配付物ですが、今月は、のうねん１月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。
　最後に、６　次回の予定ですが、２月２５日（火）午後　１時から災害対策本部室にて運営委員会を午後２時から第１０会議室にて定例会を開催いたします。なお、先月も予告をいたしましたが、この会場の利用できる時間が限られている都合上、来月は、日程を通常よりも３０分早めておりますので、ご留意いただきますようお願いします。また、研修会は予定をしておりません。
それから、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場は大変込み合いますので、さくら庁舎周辺の駐車場又は市役所前立体駐車場の利用もご検討ください。

　連絡・報告事項については、以上でございます。

　午後３時１０分、議長は閉会を宣する。